

〔新垣由雄議員 登壇〕

○2番 新垣由雄君 最終日、一般質問2番手に質問いたします。2番議員の新垣由雄です。本日は、3点の質問を用意しておりますので、よろしくお願ひします。まず、通告書にしたがって読み上げ、終わりましたら再質問してまいりたいと思います。

1番の貧困問題につきましては、3月定例会より幾多の議員の皆さんが繰り返し質問してきておりますけれども、今日は私なりの質問をしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

1. 貧困の連鎖対策について。(1) 貧困世帯の定義をどう捉えているか。(2) 町内の生活保護受給者年齢区分はどのようになっているか。(3) 子どもの貧困対策をどのように行うか。(4) 子どもの貧困と待機児童の因果関係をどう考えるか。

2. 字内里道管理について。(1) 里道の管轄が町に移されたのはいつ頃か。(2) 町内で法人化した自治会があると思うが、そのような自治会でも町の管轄なのか。(3) 今まで里道の利用に関しては、字の意見を聞くなど字優先的なところがあったと思うがどうか。

3. 行政が積極的に地域トラブルを解決できないか。(1) 地域や隣近所とのトラブルがあった場合、隣近所であるがゆえに言いたくてもなかなか言えないこともある。ご近所トラブルを防ぐための条例も有効と考えるが、そのような条例はあるか。(2) 地域から相談や連絡を受けたとき、どのように対応しているか。(3) 隣地の草木繁茂や不法投棄、騒音などの問題は、個人と個人だけでは解決することが難しい。生活環境の問題として行政が積極的に関与すべきと思うがどうか。条例や規則等で設定できないか。以上の3点をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の貧困の連鎖対策について(1)にお答えします。子どもの貧困の定義は明確にはありませんが、わが国の子どもの貧困率は子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合を言い、平成27年11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9パーセントと公表されました。(2)についてです。6月8日現在、町内の生活保護受給世帯は344世帯で、人数は451人です。その中で18歳までの子どもがいる世帯は28世帯、約8パーセント。人数は58人で約13パーセント、未就学児9人、小学生22人、中学生13人、高校生14人となっています。(3)についてお答えします。本町では、国の補助金を活用し、沖縄子どもの貧困緊急対策事業に取り組み、2人の子ども元気支援員の配置と支援が必要な子どもの居場所として2カ所の子ども元気ルームの運営支援を行っています。また、ひとり親家庭の学童利用料の補助や養育支援訪問事業等に取り組み、支援が必要な家庭を訪問し保護者への支援を行っています。(4)につてお答えします。子どもの貧困と待機児童に関して因果関係があるとは思われません。

質問事項2点目、字内里道管理について(1)にお答えします。平成13年12月から平成17年3月の間に、国より町へ譲与されています。(2)と(3)は関連しますので一括してお答えします。里道につきましては、平成17年3月31日までに町内全域の里道が国より譲与され、町の所有地となっており財産の管理を行っております。里道の利用については、町民に公衆用として利用されなければならないものだと考えております。そのなかで里道の占用申請や払い下げがある場合には、字の意見を聞くなどの対応をしております。

質問事項3点目、行政が積極的に地域トラブルを解決できないか(1)についてお答えします。近隣トラブルを防ぐための条例はありません。(2)についてお答えします。相談の内容や現場を確認し、改善する必要がある場合は協力依頼・指導を適宜行っております。また、相談内容によっては、関係部署等と連携し対応をしております。(3)についてお答えします。先ほどの(2)の質問に答弁したとおり、相談や連絡がある場合は適宜対応しています。生活環境の保全に関する条例、規則等の制定については、今後研究してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 どうもありがとうございました。1番(1)の貧困世帯の定義をどう捉えているかの質問ですけれども、では南風原町も県が出した貧困率の29.9パーセントの数値と似ているか質問したいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。この29.9パーセントの数字を出す際、県からいろいろ調査がございました。ただ、小さな町村が出せる数字と大きな市が出せる数字とは違うものですから、町村単位の何パーセントという詳細は出ておりません。ただ、おおまかに、ほぼこの29.9パーセントに近い数字となるのではなかろうかと推測されます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。3名に1人の子どもが貧困にあると言われていますが、この子どもの貧困にはどのようなものがあるか説明できますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず、貧困と言う部分では、絶対的貧困と総体的貧困がございます。皆さんほとんどが感じたかと思いますが、約3割が貧困という

数字を見たとき驚かれたと思います。絶対的貧困が通常イメージする、食べ物にも事欠いているとか、それから洋服も買い切れずぼろぼろといった見た目的な貧困がございましたがしかし、今取り組んでいる子どもの貧困とは相対的貧困でございます、必ずしも金銭的部分だけの貧困ではございません。やはり家庭環境のなかでどうしても養育が足りていないいわゆるネグレクト、そういった部分で困っている子どもたちがいるということです。ですから、われわれが今取り組んでいる子どもの貧困対策事業というのは、困っている子どもたち、支援を必要としている子どもたちを支援していこうという取組でございますので、そのようなことで町内のとにかく支援を必要としている子どもたちに、今取り組んでいます子どもの居場所2カ所、あるいは支援員、そしてこれまでも民生委員や社協の皆が取り組んできておりますがその皆がつながっていってしっかり支援していこうというかたちでの貧困対策となっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。子どもの貧困にはたくさんあると思うのですね。若年出産あるいは不登校、その他諸々の問題はありますけれども、町内での受給世帯の年齢区分で子育て世帯が28世帯、58人と出ております。その子育て世帯28世帯の親御さんの親、子どもからするとおじいちゃん、おばあちゃんの世帯の貧困率というのはどのような数字になっていますか。

〔休憩願います〕の声あり

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時27分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 そこまでの状況は、こちらで把握しておりません。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。どうしてもこの連鎖の対策等が必要になってきますので、今後、そのところの関連も資料として持っていたほうが良いと思いますね。そうしたほうがこの連鎖の対策にもつながっていきますし、その助けになるのではないかと思います。

それから、世帯数と人数の違いがありますけれども、受給世帯数が344世帯で人数が451人となっておりますけれども、その数字の違いは何でしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 世帯ですので、1世帯に家族が2人とか3人いるとかとなりますので、世帯数としては344世帯で、その中には1人世帯もありますが、2人家族、3人家族とありますので、トータルで451の方が生活保護を受給されていることとなります。

先ほどの答弁で、28世帯の方のおじいちゃん、おばあちゃんがどうなっているかについて、数字的なものを把握していないということでございまして、世帯については当然、例えば生活保護でしたら社会福祉士からケースワーカーにつないでいくというようにそれぞれのケースごとに把握していきますのでもっと細かく見ていきますと当然、この家庭の状況を把握しています。ですから、そういう支援が受けられないから保護を受給していくというふうになっていきますし、いろいろな家庭の状況を見ていって、どのような支援につなげていくかということでございます。このセーフティーネットで今一番救うという生活保護の部分ではございますが、そこにいかない方々もしっかり支援していくというのが今回の貧困対策事業でございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。ありがとうございます。ではこの1世帯に何名か受給者が出ているということですね。分かりました。私の勉強不足でございました。

では、続いて(3)子どもの貧困対策をどのように行うか。南風原町で独自の事業計画が出されておりますけれども、その計画が策定されたのはいつか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この事業は、国から沖縄子どもの貧困緊急対策事業ということで、今年の初めにこの事業の内容が示されました。本町としてはどのような事業に取り組めるかということで、支援員の配置と子どもの居場所づくりということでメニューを作って取り組んでいこうと決定しております。居場所づくりの事業は、5月16日からスタートし、支援員については4月1日から配置となっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。最初に取り組んだのが今年の1月ですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 昨年未あたりから、国からこういった取組をやっていくとありましたが、沖縄の子どもの貧困緊急対策事業ということで市町村が内容説明を受けて取り組みを始めていったのが1月ごろからとなります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。1月から本町でも指示を出したとおっしゃいましたが、5月16日から居場所づくりの事業が行われているということで2つの元気ルーム、侍学園とカナカナであります。この1月から5月までの事業計画のなかでこの2カ所以外の関係機関があったのであれば教えてください。

〔「休憩願います」の声あり〕

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず、内閣府からこういう事業だと提案されまして、南風原町でどのような取組ができるかということで検討してまいりました。当然、行政がやる事業ですので、まず予算を確保しなければなりませんので、われわれが計画したものを3月定例会に上程いたしまして、その予算について可決していただきました。ですから、4月1日からこれに取りかかれるというようになっていきますので、4月1日から支援員を配置、そしてこの2カ所の居場所づくりに関しては、こういう事業をやれるNPO含めた団体に公募をしまして、応募したのがこの2カ所でございます。選定委員会を設けまして、そこでこの2カ所の姿勢、事業計画等を審議して、この2カ所に決定して、この5月16日からのスタートとなっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。その2カ所を選んで委託しておりますけれども、南風原町には長い年月、児童関係に関与してきた民児協（民生委員児童委員協議会）というのがございますよね。そういった方々というのは、貧困問題などにはたけていると思うのです。そのような方々を交えてというのはなかったのですよね。交えての計画案づくりなどはなかったのでしょうか。その2カ所の施設の採用をするに当たっての審議のなかにその民児協の方々もいらっしやったのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず、審査会のなかには社協の事務局長にも入っていただいて審査しております。議員おっしゃいますように、これまで民生委員、児童委員の皆様方、さらにまたいろいろと地域でも取り組んでおられる方がいらっしゃいますし、地域では貧困問題にかかわらず福祉全般でたくさんの方が取り組んでおられます。この事業計画ができてスタートするに当たりましては、民生委員、児童委員の皆さんのところにも出向いて行ってこういう事業計画で内容はこうですというような説明会も設けてきております。これからまた教育委員会部局とも学校側でいろんな支援にかかわっている方々、関係機関との連携会議ももっていきます。この2カ所の居場所づくりというものは、これまでも皆でがんばっていろいろ取り組んできたけれども、どうしても支援が足りない方々がいらっしゃいます。そういった方々を支援していくという取組でございますので、われわれはこの部分に関してはしっかりと支援が行き届いていなかった、あるいはちょっと足りなかった部分に寄り添った支援です。この「居場所づくり」とは、内閣府が示したもので、夜の10時まで支援していくというような部分がございます。もちろん、夏休みなどの長期休暇ですね。そういった部分でもできるようなかたちです。ですから、これまでたくさんの方が支援にかかわってきていましたけれども、しっかり寄り添える施設、そういった所が足りなかった部分がありますので、この「居場所づくり」がそこを担えるという、またこの2カ所がそれを担える団体だということで認定して事業を進めているところでございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。このような福祉の問題は、地域全体で取り組んでいかなければいけない問題です。学校関係、社協、地域、全体で考えていかなければいけない問題でございます。この貧困の事業もまだ始まったばかりでいろんな障害も出てくるかと思えますけれども、学校や社協といった関連機関とも十分に連絡を取り合って誤解を招かないような、そしてこの関連機関の担当の方々が活動しやすいような場所も作っていただきたいと思えます。その件についてお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。議員おっしゃいますように、われわれも支援しているそれぞれだけが動いていたのではこの解決にはならない、連携がものすごく重要だと認識しております。先ほども申し上げたように、学校のなかでも心の相談員やいろいろな方々が子どもたちの支援に携わっておられます。民生委員にもたくさん携わっていただいております。そういったかかわってこられている方々とは常に情報を共有して、この事

業の取組を進めてまいります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。以前、一般質問のなかで子ども・子育て支援の認可外保育園など含めて、小規模保育園含めて子育て支援の事業にかかわっていった欲しいと言ったことがあるのですが、今回のこの子どもの貧困問題では主任児童委員の方からちょっと苦情がございましたので取り上げました。その関連機関で活動している皆様方には、やはり常日頃から一番の専門家だという気持ちを持って真っ先に相談に行くとかあるいは全体に連絡を取って全体を含めて協議していった南風原町の行政を作っていくって欲しいと思います。以上でこの問題は終わります。

2. 字内里道管理について(1)でございますけれども、平成17年と言いますと三位一体の時分であると思います。里道等の関連では、町から1字に対し50万程度の資材提供の予算がありましたけれども、それがなくなったのが平成17年ぐらいだと思っておりますがそれに間違いはないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 答えいたします。確かに、以前、字への資材提供ということで人口割でしたか予算配分がありました。平成17年ごろの三位一体では、財政が厳しいということでその際に字への資材提供もなくなったものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。平成17年から10年も経っており、里道の管理も町に移されておりますけれども、草木の繁茂などの整備云々は各字でやっているのはご存知ですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 里道につきましては、現在、町に権利が移されておりますけれども、利用は地域の方々が利用しているわけでありまして、以前から管理は地域でいただいております。年に2回の各字では清掃作業というものがございますが、そのなかでも清掃をやっているものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 管理は字でやってきておりますけれども、区長たちからそれに対して何か要請とか、資材提供ができないかとかそのような要望は出ていないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 私の知っている範囲内においては、そういった要望はないと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 もし字から里道を整備するのも大変だと、草が繁茂して管理するのも大変だと、ここを舗装したいというような要望があったときには町はどのように対応なさいますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 草木の処理について、刈り取った草木については、町で対応をしている場合があります。特に字が対応しきれない大木などがあった場合には、町のすぐやる班で伐開などはやっておりますけれども、舗装などといったものについては特に町では対応しておりません。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 舗装などはやっていないとのことなのですが、例えば区長から里道のどこどこは管理が大変だから町で舗装してもらえるかというような要請が以前にあったかどうか。そしてもしあった場合には、可能でしょうか。舗装はできるかどうか質問をいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今、町でやっているのは、町道の舗装です。里道の舗装等については、現在のところ対応できないということでもあります。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。



○2番 新垣由雄君 分かりました。今現在、それが対応できないのであれば、今後、そのような問題点に対して対応できるような予算を計上するとかそのようなことも検討してください。いかがですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 そういった検討は、今のところ予定しておりません。ほとんどがその当時に舗装、ある程度の整備がされているものだと思っております。特に地区によってはやることはないという所も当時はありました。そういうことで、ある程度整備は終わっておりますので今のところ予定はありません。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 町の担当の方は、この字内里道の状況が把握できていないものと考えます。

次の質問にいきたいと思います。(2)町内で法人化した自治会があると思いますけれども、何カ所あるか教えていただけますか。

議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前 11 時 52 分)

再開 (午前 11 時 52 分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今、私の手元になく確かな数字ではないのですが、完全に法人登録している所は1カ所、認可地縁団体が2か3字だと記憶しております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 4カ所ぐらいあるとおっしゃっておられますけれども、この字を公表できますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 法人登録をしているのは喜屋武ですね。認可地縁が東新川、神里、兼城という私の記憶です。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。そのような所も里道だけは町の管轄となっておりますけれども、法人化されたのが最近だからなのか。それとも、国からそのような指導があったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城敬宝君 お答えします。譲与した時の譲与契約でございますけれども、地番の譲与契約については道路法による譲与契約と国有財産特別措置法による譲与契約がございまして、両方とも普通財産として維持しているもの、通常は道路、水路として活用しているものを市町村に、道路の場合は県に譲与するとなっております。譲与先が地方公共団体となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。私も平成12年から23年までの12年間、与那覇の自治会長をやった経験上から、この里道に関しては非常に分かっていたつもりなのですが、分からないところがたくさんあって困惑しているところがあります。この里道の利用に関しては、占有を認めるということなのですけれども、今後もそれは変わらない。いずれ字にとかそういうことは考えられないでしょうか。これは法律が変わらない限りないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 法定外公共物の譲与に関する普通財産の取扱いについてということで、当時の大蔵省から出された通達がございまして、これについては市町村に譲与するというようなことが条件となっておりますので、また新たに字にというのはできないものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。ありがとうございます。私だけかも知れませんが、私からしたら字と町でこの里道に対しての認識に若干ずれているところがあると思いますので、ぜひ、区長と里道の位置付けと言いますかそのようなことを話し合っ欲しいと思いますのでよろしくお願いたします。これで2番の質問は終わります。

3. 行政が積極的に地域トラブルを解決できないかの(1)にまいります。迷惑に対して町民から相談や苦情の件数というのは、頻繁にあるのか説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 苦情というのは、本当にさまざまございます。音から煙から、それは日々、各部署にまたがっていると認識しております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。そうですね。苦情というのは非常にさまざまあると思います。そのような問題、相談等がきて、難しい件があった場合、解決まで最後までかかわっているのか説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 1つ例を挙げることにしても、先ほどお答えしたように非常にいろんなケースがございまして、議員質問の趣旨からすれば、ご近所トラブルであった場合は非常に精神的なものが大きく関わります。別の隣の人は何も感じていないけれども、心情的なトラブルがある人については同じような音であっても気にする。そういった場合に、仮にそこに行政が入って行って次はどういうような対応ができるのかも非常に難しい。仮に音だとした場合に、職員は出向きます。音というのは常に出ているのか出ているのかも分からない。生活音とか、ピアノの音であったり洗濯機の音、室外機の音、それらは実際にあります。感じ方の問題があるものですから、これを言ったら隣の人はどこから苦情が来たかが分かるのです。先ほどのことがありますので。果たしてわれわれ行政が出て行ったほうが円満な解決になるのかどうかも極めて微妙というかナイーブなところがあって、そのへんは様子を見ながらの対応になります。ただし、明らかな場合、家で何かを燃やしている、そばを通ったら何らかの異臭がするといった場合は、その地主か原因者には注意を行っております。それが今の実情でございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 トラブル関係は非常に難しいところがございますけれども、地域に住んでいる方々は、生活圏もありますし、そのような環境のなかで生活していただくと、住みよい南風原とうたっている以上、事件等になった事例も本土ではあって新聞等にも載っておりますけれども、そのような事件が発生しないためにも生活環境の保全に

関する条例等が設定できるのであれば非常に幸いに思います。ぜひご検討を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。